

青森県告示第六百六十七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月十五日

青森県知事 三村 申 吾

一 規制の区域

三沢市大字三沢字庭構、富崎一丁目、二丁目、谷地頭一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、朝日一丁目、大字三沢字浜通、織笠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、越下一丁目、塩釜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、高野沢一丁目、二丁目、八幡一丁目、二丁目、六川目六丁目、七丁目、八丁目、新森一丁目、二丁目

二 規制の期間

令和四年十二月十五日付け青森県告示第六百六十六号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止